平成２８年（フ）第７４号
福島県田村郡小野町大字飯豊字二本木91番地の２
債務者　吉田　有紀
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
福島県須賀川市一里坦13番地33　フォーズアメニティⅠ201号
債務者　作山　千春
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目２番20号　宮田マンション203号
債務者　大田　和恵（旧姓勝本）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７５号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目９番14号　ロイヤル武庫之荘コキン103号
債務者　宮谷　茂典
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
山口県周南市大字徳山587番地の１　佐野住宅12－Ｂ号、前住所山口県周南市羽島２丁目12番１－201号
債務者　武石　信彦
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第７９号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦317番地３
債務者　三浦　一也
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８１号
佐賀県唐津市原1253番地６
債務者　宮崎　芳州
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８２号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋6837番地
債務者　坂本　一生
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１５８号
富山市山室荒屋15番地79
債務者　高道　定利
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６４号
富山市岩瀬諏訪町３番地
債務者　梶谷　正幸
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１０号
千葉県流山市西初石３丁目６番地の７　レジデンシア初石113
債務者　木村　有岐
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８７号
千葉県流山市東初石６丁目186番地の119
債務者　秋吉　明美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１３号
千葉県柏市東３丁目５番20号
債務者　増山　淳一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２６号
千葉県柏市南逆井１丁目７番36号
債務者　福井　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４２１号
愛知県弥富市鯨ケ地１丁目106番地
債務者　白石まつえ
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４９９号
名古屋市守山区大字中志段味字四畝物2301番地
債務者　酒井　郁奈
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５９号
愛知県瀬戸市西本町２丁目11番地　吉田ビル２Ｃ
債務者　塩瀬　隆経
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部